

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
の翌日
に当
るは、
その
日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (〃)

農地法による土地配分計画の作成 (農地経済課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (三件) (農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (〃)

土地改良事業の認可 (三件) (〃)

◇ 教 委 告 示 平成二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項 (教職員課)

告 示

鳥取県告示第千三百三十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社すずき 薬局	鳥取市松並町一四〇―三	平成元年十一月七日
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四―九	〃
森医院	岩美郡国府町大字糸谷二―一五	〃
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇―五―一	〃
日井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	〃
森医院中河原分院	岩美郡国府町大字中河原六八―一七	〃
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	〃
医療法人福庭医院	境港市相生町一四	〃
医療法人社団本 田医院	米子市八幡七〇三	〃

鳥取県告示第千三百三十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	予告期間の終了の年月日
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四一	平成元年十一月六日
森医院	岩美郡国府町大字糸谷一一一	平成元年十一月十日
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇五一一	"
臼井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	"
森医院分院	岩美郡国府町大字中河原六八一七	"
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	平成元年十一月十一日
福庭医院	境港市相生町一一四	平成元年十一月六日
本田医院	米子市八幡七〇三	平成元年十一月十日

鳥取県告示第千四百十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区分	地区名	所在の場所	増反者
土地	美保第二地区	米子市河崎字粟島境一九三四一一	一 三・三
			予定売渡面積（平方メートル）

鳥取県告示第千四百一十一号

久米土地改良区が行う土地改良事業に係る般若地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十二号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る沢谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十三号

国府町が行う土地改良事業に係る宇倍野地区第2工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十四号

米子市上安曇三六八細田勝美ほか八人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業上安曇地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宮谷地区農道整備）を平成元年十一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）野坂西地区農道整備）を平成元年十一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良

事業（農村総合整備モデル事業津原地区農業用排水）を平成元年十一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 田 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

平成二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

平成元年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 勉 郎

平成二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

- 1 募集園児数 60人
- 2 応募資格
- 3 募集期間及び受付時間
 - (1) 募集期間 平成元年12月14日（木）及び同月15日（金）
 - (2) 受付時間 14時から16時30分まで
- 4 応募手続

(1) 入園志願者の保護者は、募集期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園（以下「県立久松幼稚園」という。）に提出しなければならない。

(2) 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

5 入園志願書の交付

(1) 交付の期間及び時間

ア 交付期間 平成元年12月4日（月）から同月9日（土）まで

イ 交付時間 8時30分から16時（土曜日は12時）まで

(2) 交付場所 鳥取市東町1丁目208 県立久松幼稚園

6 入園許可候補者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園許可候補者を決定する。

7 抽選の期日及び場所

(1) 期日 平成元年12月20日（水）9時

(2) 場所 県立久松幼稚園

8 入園許可候補者の発表

平成元年12月20日（水）13時に県立久松幼稚園に掲示する。

9 その他

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園（電話0857-22-3252）に問い合わせること。